

文京区建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度における
説明義務の対象となる建築物の用途及び建築の規模を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）第六十三条第一項の規定に基づき、建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における建築士から建築主に対する再生可能エネルギー利用設備に係る説明義務の対象となる建築物の用途及び建築の規模を定めるものとする。

(建築士が説明を要する建築物の用途)

第二条 法第六十三条第一項に規定する条例で定める用途は、法第二十条第二号及び第三号に規定する建築物の用途以外のものとする。

(建築士が説明を要する建築の規模)

第三条 法第六十三条第一項に規定する条例で定める規模は、建築に係る部分の床面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第三号に規定する床面積をいう。）の合計が十平方メートルを超えるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に建築士が委託を受けた建築物の設計について適用する。